

高知県教育委員会 会議録

平成21年10月定例委員会

場所：教育委員室

(1) 開会及び閉会に関する事項

開会 平成21年10月27日(火) 13:30

閉会 平成21年10月27日(火) 15:50

(2) 出席委員及び欠席委員の氏名

出席委員	教育委員長	河田 耕一
	委員	小島 一久
	委員	宮地 彌典
	委員	久松 朋水
	委員	北添 紀子
	委員(教育長)	中澤 卓史
欠席委員		なし

(3) 高知県教育委員会会議規則第9条の規定によって出席した者の氏名

高知県教育委員会事務局	教育次長(総括)	東 好男
〃	教育次長	池 康晴
〃	子育て・親育ち推進監	佐藤 津矢子
〃	教育政策課長	黒沼 一郎
〃	総務福利課長	川井 正一
〃	幼保支援課長	門田 登志和
〃	小中学校課長	永野 隆史
〃	高等学校課長	川村 文化美
〃	特別支援教育課長	渡辺 豊年
〃	生涯学習課長	濱田 久美子
〃	文化財課長	片岡 博彦
〃	人権教育課長	中澤 牧生
〃	教育センター所長	藪内 末廣
〃	教育政策課教育企画監	鶴和 啓至
〃	スポーツ健康教育課課長補佐	永田 新助
〃	教育政策課課長補佐	岡村 一良
〃	教育政策課企画調整担当チーフ	竹村 朱美(会議録作成)
〃	教育政策課主幹	田中 健(会議録作成)

(4) 議事の概要及び教育長等の報告の要旨

【冒頭】

委員長 10月定例委員会を開催する。本日の議案は、付議第7号及び報告事項第1号が個人に関する情報を含む議案のため、非公開として取り扱うこととする。賛成の委員は挙手をお願いする。

各委員 全員挙手

委員長 それでは、付議第7号及び報告事項第1号は非公開の取扱いとする。

教育長 (提案説明)

【専決処理報告第1号 高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例施行規則の一部を改正する規則の専決処理報告 (高等学校課)

○高等学校課長報告

○質疑

委員	資料1p「5千円の加算は随時、申出により増額又は減額を可能とすること」の増減の意味は。
事務局	(申出により)5千円増額できるとともに、増額していた人が減額できるという意味。
委員長	本報告のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いする。
各委員	全員挙手
委員長	本事件を報告のとおり承認する。

委員長 付議第1号から第5号までの議案は、いずれも「職員の退職手当に関する条例」が改正されたことに伴う関係規則などの改正議案のため、まず、条例の改正内容について説明・質疑を行ったうえで、それぞれの議案の審議に入ることとする。

○総務福利課長「職員の退職手当に関する条例」改正概要について説明

○質疑

教育長	大きな改正は2点。1点目、懲戒免職の際、退職金は一律不支給の取扱いであったところ、今後は内容によっては部分支給があり得る点。2点目、在職中に非違行為あった場合、退職金の返納が可能となり、返納額も含めて判断が必要となる点。
委員	判断基準は教育委員会で定めることとなるか。
教育長	事例により判断していくこととなるが、国の判断基準と異なる点も出てくると考える。

委員	資料 1 p (3) 「死亡した職員による在職中の非違行為～」、事実確認は非常に難しい。どのように判断するか。
教育長 事務局	本人確認ができない限り、処分の決定は難しいと思う。 1 p (5) のとおり返納・納付に係る時効制度が導入されることもあり減多にないケースとは思われる。
委員 事務局	資料 6 p。既に相続人の財産となっているものまで納付を命ずることとなるか。 退職手当には、「勤続報償的性格」「生活保障的性格」「賃金後払い的性格」の 3 つの側面あるが、法的には「勤続報償的性格」が強い。非違行為により（過去の功績が没却されて報償を）与えるに値しないとなれば、元々返納されるべき退職金が相続されているという少々厳しい考え方となる。
委員 事務局	資料 15 p にある「一般の退職手当」の定義は。 勸奨、定年、自己都合、死亡等通常の退職の際の退職手当を包含した表現と考えてもらってよい。
委員 事務局	資料 5 p に判断基準として①から⑥までであるがモデルケースを想定しているか。 現時点で特定のモデルは想定していない。この基準は懲戒処分の基準であるが、これを基本に判断していくほかない。
委員 事務局	職員にとっては不利益な改定。労使協定は締結する予定か。 「処分」として整理されるため、管理運営事項となる。なお、条例案提出前に労働組合には報告はしている。
委員長 事務局 委員長	過去にさかのぼることは可能か。 条例施行後のものが対象となる。 それでは付議事件の審議に入ることとする。

【付議第 1 号 高知県教育委員会が行う職員の退職手当に関する条例の規定に基づく意見の聴取の手續に関する規則議案（総務福利課）】

- 総務福利課長説明
- 質疑

委員 事務局	資料 10 p 意見聴取の際の「主宰者」は課長 1 名か。 そのとおり。なお、主宰者は、当該意見聴取手続きを整理・調整する役割を担う。
委員長 各委員 委員長	本事件の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。 全員挙手 本事件を原案のとおり議決する。

【付議第2号 高知県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則議案（総務福利課）】

- 総務福利課長説明
- 質疑

各委員	特になし。
委員長	本事件の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。
各委員	全員挙手
委員長	本事件を原案のとおり議決する。

【付議第3号 高知県教育委員会事務委任規則の一部を改正する規則議案（総務福利課）】

- 総務福利課長説明
- 質疑

各委員	特になし。
委員長	本事件の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。
各委員	全員挙手
委員長	本事件を原案のとおり議決する。

【付議第4号 高知県教育委員会懲戒審査会規程の一部を改正する訓令議案（総務福利課）】

- 総務福利課長説明
- 質疑

委員	（本人が死亡した際の）承継者の表現が「遺族等」や「相続人」等複数ある。「遺族等権利の承継者」が適当と考えるが文言の整理をしておくべきではないか。
事務局	法規の目的によりそれぞれ書きぶりを変えている。この議論もしたうえで現在の表現としている。
委員	退職手当を寄附した場合、返納等はどうなるか。
事務局	寄附先には返納命令はできないが、寄附者には可能。
委員長	本事件の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。
各委員	全員挙手
委員長	本事件を原案のとおり議決する。

【付議第5号 高知県教育委員会事務専決規程の一部を改正する訓令議案（総務福利課）】

- 総務福利課長説明
- 質疑

各委員	特になし。
委員長	本事件の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。
各委員	全員挙手

委員長	本事件を原案のとおり議決する。
-----	-----------------

【付議第 6 号 平成 22 年度高知県立特別支援学校の幼稚部・高等部入学志願者取扱要
項議案（特別支援教育課）】

- 特別支援教育課長説明
- 質疑

委員	要項 6 p の「訪問教育」、現在生徒数はどれぐらいか。
事務局	小中高等部併せ 17 名。他高知市だけが市立 7 名。
委員	教員の配置はどうなっているか。
事務局	生徒数 3 人に 1 人（配置となる）。
委員長	本事件の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。
各委員	全員挙手
委員長	本事件を原案のとおり議決する。

【付議第 7 号 平成 21 年度高知県児童生徒表彰（前期）受賞者の決定議案（教育政策課）】

- 教育政策課長説明
- 質疑

	【非公開議案】
--	---------

【報告第 1 号 平成 21 年度高知県教職員等表彰受賞者の報告（教育政策課）】

- 教育政策課長報告
- 質疑

	【非公開議案】
--	---------

(5) 議決事項

専決処理報告第1号

付議第1号～7号

報告のとおり承認

原案のとおり議決